

第91号
平成31年1月

福利

おきなわ

写真:名護市オーシッタイ
与那嶺 友美

Contents

退職・異動される組合員の皆さまへ	2	被扶養者の認定状況の確認(検認)について	7
退職後の健康保険制度について	3	平成29年度 特定健診・保健指導実績について	8
年金における退職時手続きについて	4	平成31年度 人間ドック等の申込みについて	9
退職・転出による貸付金の償還について	5	スポーツ施設利用補助について	10
教育貸付けについて	5	平成30年度 夏季セミナー報告	11
子ども医療費助成現物給付による附加給付の取扱い変更について	6	インフルエンザ予防接種補助事業について	11
退職後の給付について	6	健康相談事業の紹介	12

健康保険・年金 退職・異動される組合員の皆さまへ



平成31年3月末に退職、転出される方、4月から所属所が変わる方など、下記に該当する場合は、手続きが必要になります。(詳細は2月下旬頃に各所属所へ通知を行います。)

1. 資格喪失

組合員が退職・転出する場合は、その翌日から組合員の資格を喪失します。喪失日以降、組合員証等(保険証)を使用すると、資格喪失後受診となり、医療費を返還していただくこととなりますので、速やかに手続きをお願いします。

事由	必要書類
3月末退職 ※再任用予定者含む。	資格関係 ①組合員異動報告書(喪失用) ②組合員証等(保険証)の返却・・・所属所の事務へお渡しください。 (交付を受けている被扶養者証、高齢受給者証(70歳以上の方に交付)、限度額適用認定証等含む。) 年金関係(再任用(フルタイム)決定者は手続不要) ①退職届書の提出について(進達) ②退職届書 ③履歴書・・・所属所長の 原本証明 があるもの。 (市町村費職員は市町村教育委員会が発行する履歴書)
他の共済組合へ異動(転出)	資格関係 ①組合員異動報告書(喪失用) ②組合員証等(保険証)の返却・・・所属所の事務へお渡しください。 (交付を受けている被扶養者証、高齢受給者証(70歳以上の方に交付)、限度額適用認定証等含む。) ※公立学校共済組合他支部へ異動の方は、異動先の支部へ返却になります。 年金関係 ①組合員転出届書 ②履歴書・・・ 任命権者が証明 したもの。

2. 所属所間異動等

手続を行わないと、当組合から通知文書が届かない場合がありますのでご注意ください。

事由	必要書類
他の所属所へ異動 ※新所属所からの手続。	資格関係 ①組合員異動報告書(所属所間異動等)
住所変更	資格関係 ①記載事項等変更申告書(証返却不要)

3. 資格取得

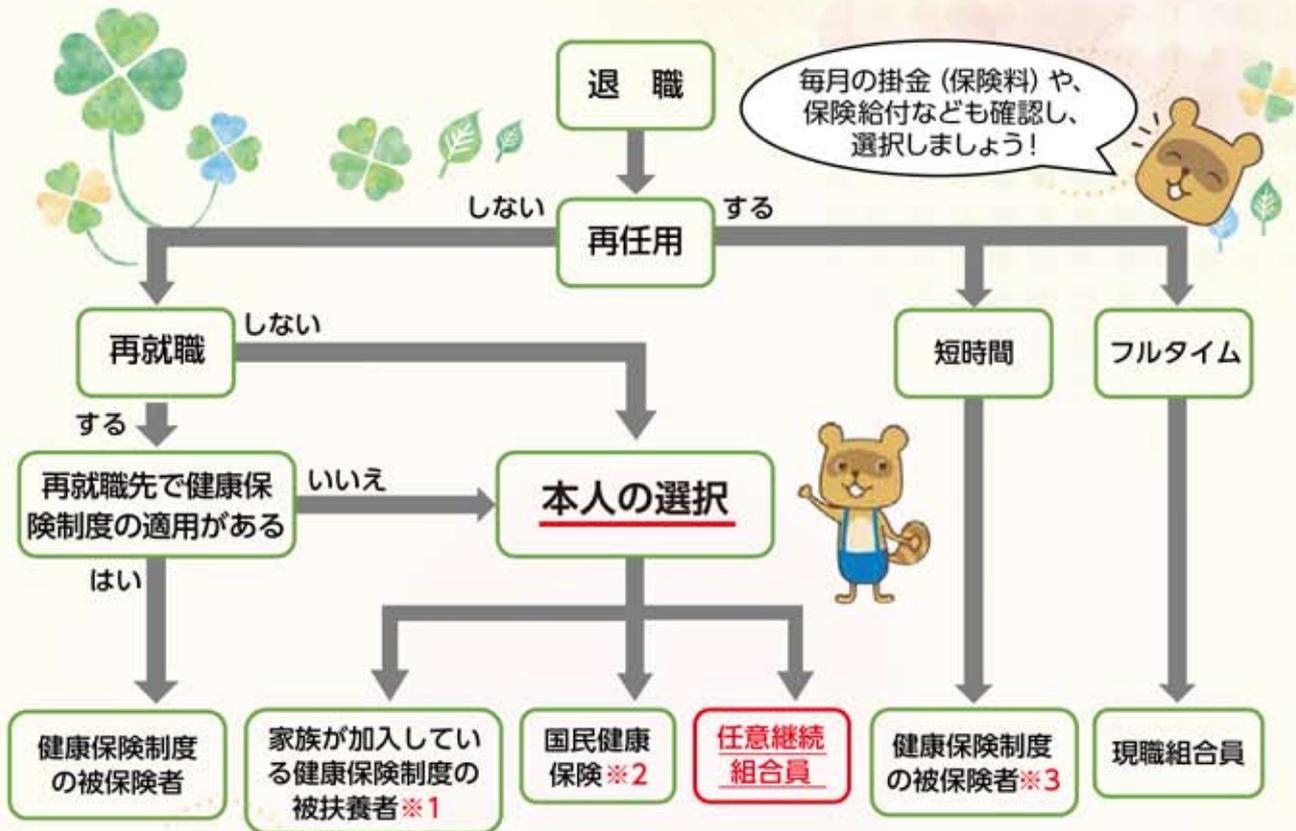
再任用(フルタイム)職員になられる方は、**組合員証等(保険証)の番号が変わり**ます。所属所から「1資格喪失の手続き」を、新所属所からは下記手続を行ってください。※市町村費職員の方は、一度当支部までご連絡ください。

事由	必要書類
再任用職員となった(県費職員) ※更新者は手続不要。所属所が変わる場合は、「2所属所間異動等」手続が必要。	資格関係 ①組合員申告書 ②辞令の写し ③被扶養者申告書、添付書類等(3月末まで扶養手当を受給していた方で、4月からも引き続き認定を受ける場合は再認定が必要です)



退職後の健康保険制度について

退職すると、組合員の資格を失い、いずれかの健康保険制度に加入することになります。質問に答えてあなたに合った制度を選択しましょう。



- ※1 扶養認定の基準は各保険者により異なります。詳しくは家族の加入している保険者へお問い合わせください。
- ※2 国民健康保険料の詳細については居住市町村の担当窓口へお問い合わせください。
- ※3 平成28年10月1日から厚生年金保険・健康保険の適用拡大に伴い短時間労働者も健康保険の適用対象となりました。健康保険の適用の有無についてはお勤め先へご確認ください。



「任意継続組合員」とは？

退職後引き続き短期給付を受け、一部を除く福祉事業を利用できる制度で、最長2年間加入できます。(※再任用者も、再任用退職時に加入できます。)

在職中と比べて受けられない給付

- ・休業手当金 ・育児休業手当金 ・介護休業手当金
- ※傷病手当金 ※出産手当金
- (※在職中に支給事由がある場合に限り給付の対象となります。)



任意継続組合員になる要件は？

- ①退職日の前日まで1年以上組合員である方。
- ②退職日から起算して20日以内に「申出」と「掛金の納付」を行うこと。
払込み期限を過ぎますと加入できませんのでご注意ください!!

(例)平成31年3月31日退職の場合⇒平成31年4月19日(金)までに申出と払込みが必要です!!

詳しくは、平成31年2月上旬に所属所へ通知いたします。

◎ 平成30年度末退職者の皆さまへ(年金担当)

退職届書の提出について

退職される方(退職後、再任用フルタイムになる方は除く。)は、退職時に所属所を通して退職届書等を提出する必要があります。

退職届書とは？

退職する組合員の組合員期間等を将来の年金の支給に関し、必要なものとして登録するための書類です。

登録後から年金請求まで

①登録が完了した後に「年金待機者登録通知書」をご自宅あてお送りします。

「年金待機者登録通知書」は、将来年金を請求するときまで大切に保管してください。

②住所や氏名に変更があった場合

退職届書を提出された後に住所や氏名に変更があった場合は、「年金待機者異動報告書」を当共済組合本部に提出してください。

③年金の請求について

支給開始年齢になられる直前に請求に必要な書類をお送りします。退職後に再就職し厚生年金被保険者となった場合は、最後に加入した実施機関(日本年金機構等)から送付されます。

※退職届書、年金待機者異動報告書等は2月開催予定の退職者説明会の際に配付いたします。

改定手続き書類の提出について

退職される再任用フルタイムまたは定年が63歳以降で既に年金(退職共済年金・老齢厚生年金)が決定している方の場合(在職停止で年金が支給停止している方も含みます。)は、退職届書の代わりに改定手続き書類の提出が必要となります。

改定手続きとは？

既に決定している年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加えるとともに、追加される組合員期間の給料情報を登録し、年金額の改定を行った上で、年金の在職停止の解除を行う手続きです。

①退職時に必要な手続き

必要書類(改定請求書等)を対象者の所属所あて送付いたします。(3月中旬予定)書類が送られてこない場合は公立学校共済組合沖縄支部までご連絡ください。

公立学校共済組合沖縄支部 電話番号:098-866-2720

②年金支給までの流れ

受給者から書類を提出いただき、4~5ヶ月程で改定手続きを完了し年金支給開始となります。

6月に届く年金支払通知書には「在職停止」という文言が印字されますが、ご心配ありません。



退職・転出による貸付金の償還について



退職・転出時に貸付未償還元利金がある場合、下記の手続きを行うこととなります。

区 分		償 還 方 法
退 職		<ul style="list-style-type: none"> ・退職時に未償還金がある方は、退職手当から控除しますので、特に手続きは必要ありません。 ・退職手当から未償還金が全額控除できなかった場合は、別途納付していただきます。
転出される場合	沖縄県市町村職員 共済組合へ転出	<ul style="list-style-type: none"> ・次の償還方法がありますので、選択してください。 (1)自己資金で全額即時償還する。 →希望される方は、振込依頼書を送付しますので公立学校共済組合沖縄支部までご連絡ください。 (2)転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。 →「貸付金残高証明書」を転出先の共済組合へ提出し、貸付申込手続きをお取り下さい。 (3)転出先の共済組合を通じて、これまでと同様に給与から控除し公立学校共済組合へ毎月償還を継続する(徴収嘱託制度)。 →「徴収嘱託申出書」の提出が必要です。
	地方職員共済組合 沖縄県支部へ転出	
	他都道府県の公立学校 共済組合へ転出	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先の支部で引き続き償還が可能です(組合員本人の手続きは不要)。
	国家公務員共済 組合へ転出	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、未償還金を全額即時償還していただきます。 (1)自己資金で全額即時償還する。 (2)転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。 ・例外として、団信加入中の者に限り本人振込により当共済組合への償還を継続することができます。 →「申出書」の提出が必要です。

教育資金の準備はお済みですか？

～教育貸付けのご案内～

4月にお子様大学へ進学するという組合員の方も多いのではないのでしょうか？公立学校共済組合には大学等への入学または修学のために必要な費用を対象とする教育貸付けの制度がございます。費用面でお困りの方はぜひご利用ください。

利率 1.32%(年利)	貸付けの対象となる費用 (おおむね1年以内に必要となるもの)
借入限度額 550万円	1 教育機関への支払費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学金、授業料 ・ その他諸経費等
返済期間 20年10ヵ月以内	2 転居に伴う費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷金、礼金及び家賃、寮費 ・ 引越し費用(家財道具の購入等)
	3 教育ローンの借換え <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関等の教育ローンの借換え



貸付けに関する注意事項や必要添付書類等の詳しい内容は当支部のホームページでご確認下さい。

平成30年10月からのこども医療費助成現物給付実施による 附加給付の取扱いが変わります！

こども医療費助成制度の改正により、平成30年10月診療分から県内の市町村（一部、市町村については、平成31年4月から導入予定）において、こども医療費助成が（自動）償還払い方式から現物給付方式へ変更されることに伴い、平成30年10月診療分から現物給付対象年齢の被扶養者については、一律に附加給付を停止することとなります。（こども医療費助成の対象年齢は各市町村によって異なります。詳しくは、お住いの各市町村の窓口へお問い合わせください。）

なお、医療機関ごとに、ひと月の窓口での自己負担額が21,000円を超える場合は、附加給付等が発生する場合がありますので、公立学校共済組合沖縄支部までご連絡ください。

こどもの医療費の助成制度が窓口無料化（現物給付）に変わります！



県では、平成30年10月から小学校入学前までのこどもの医療費（保険診療に限る）の無料化を図ります。医療機関窓口で現物給付の受給者証を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができるようになります。

※市町村により、実施時期、対象年齢などが異なる場合があります。
※現物給付に対応していない医療機関がある場合は、これまで通りの方法により助成を受けることとなります。

現行	対象児童	給付方法	一部自己負担金	見直し後	対象児童	給付方法	一部自己負担金
通院	小学校入学前まで	自動償還 (窓口支払後 後日振込み)	3歳以上1医療機関 につき1,000円/月	通院	小学校入学前まで	現物給付	なし
入院	中学卒業まで		なし	入院	中学卒業まで	小学校入学前まで現物給付、 以降中学卒業までは自動償還	

ご注意！ 以下の内容は **助成の対象外** となります。

- 健康診断や予防接種など**
保険適用外の費用（健診、予防接種、診断書料、薬の寄附代、おむつ代など）は対象外です。
- 一定規模の病床数を有する病院における初診料や特別な病室の利用にかかる費用など**
- 入院時の食事療養費**
肺炎やケガで入院したときにかかる食事療養費は、従来通りの自己負担となります。
※食事療養費は各自治体によっては対象となる場合があります。

退職後の給付について

共済組合の短期給付のうち、次の給付については、退職後も受けることができます。ただし、国民健康保険以外の他制度の健康保険の被保険者となった場合は、該当しません。

給付名	給付要件
傷病手当金	引き続き一年以上組合員であった者が退職した場合で、在職中に傷病手当金を受給していないが受けられる状況（在職中に公務によらない傷病により、勤務に服することができなくなって3日を経過し、病休、休職、年休等であって給料が支給されていた場合等）にあり、退職後もその傷病により引き続き就労できない状態であるときは、傷病手当を受給できることがあります。
出産費	1年以上組合員であった者が退職後、6か月以内に出産した場合に支給します。
出産手当金	1年以上組合員であった者が退職したときに出産手当金を受けていたか、受けることができる状況にあった場合は、資格喪失後の出産手当金が受けられます。
埋葬料	組合員であった者が退職後、3か月以内に死亡したときに支給します。

健康保険 被扶養者の認定状況の確認(検認)について

今年度も7月に行いました、被扶養者の認定状況の確認(以下「検認」)について、皆さまのご協力ありがとうございました。

認定要件を満たしていない被扶養者の取消手続きもれ等が検認で発覚し、遡って取消になったうえ、高額の治療費を返還いただいたケースが多く見られました。

検認結果を参考に、今後ご自身の被扶養者にもあてはまる事由がないかご確認のうえ、該当する場合は、速やかに手続きいただくようお願いします。

※「検認」は、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項の規定に基づいて年1回実施することが定められており、認定後も被扶養者要件を欠いていないか状況を確認することになります。

■検認対象者(給与条例上の扶養親族でない方 678名うち101名取消)

取消事由	件数
① 他の健康保険に加入していた	80件
② 収入超過	18件
③ 夫婦双方の収入が逆転していた	2件
④ 送金なし	1件

①の例 就職(またはアルバイト・パート等)をしていて、職場から健康保険証が交付されていた。就職が短期間で、収入が認定基準額内のため扶養手当を継続して受給されていても、社会保険の適用を受ける場合取消になります。

②の例 被扶養者の認定基準年額(または月額)を超えていた。
被扶養者の方の収入(税控除前の収入)要件は以下になります。

対象者	年額	月額(年額÷12ヶ月)
(1)障害年金又は60歳以上の公的年金受給者	180万円	15万円
(2)(1)以外の方	130万円	108,334円

※給与以外に、年金・不動産等の収入がある場合でも、全て合算した金額を収入とし、認定基準額の上限は変わりません。

※基準年額未満である場合でも基準月額超を3か月連続した場合、恒常的な収入として見込まれるため、3か月目の給与支給日の翌日で要件を欠くことになります。

Q:組合員の子が、4月10日から非常勤講師として勤務しています。各月の収入(税控除前の収入)は次のとおりですが、引き続き認定できますか?

(非常勤講師の契約は1年間であり、時間給で契約し、給料は当月の25日払い)

4月 113,592円

5月 122,498円

6月 142,143円

7月 87,881円

A:4月、5月、6月の3か月連続で、認定基準月額108,334円を超えた収入を得ているので、年額130万円を超える見込みがあったとして、6月給与支給日の翌日である6月26日をもって取消となります。

③の例 夫婦に扶養される子の場合、夫婦双方の年間収入を比較し、収入の多い方の被扶養者とするのが原則です。(組合員が育児休業の場合は、育児休業前の収入と比較を行う。)

④の例 別居を機に、送金等の事実(生計維持関係)がなくなった。

皆さまのご協力ありがとうございました!!



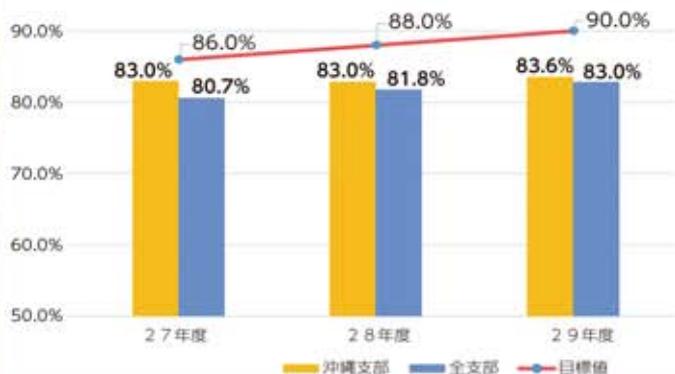
◎ 沖縄支部「平成29年度 特定健康診査・特定保健指導」実績速報!

特定健康診査・特定保健指導とは

高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に義務付けられた、40～74歳の加入者を対象とした生活習慣病の予防を目的とした健診・保健指導です。医療保険者は、その年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施状況を翌年の10月に国へ報告することとされております。

※組合員の方は、定期健康診断又は人間ドックを受診することで、特定健康診査を受診したものとみなされます。

特定健康診査受診率の推移



47支部中
30位

平成29年度 特定健康診査受診率

83.6%
(全支部平均83.0%)



47支部中
10位

平成29年度 特定保健指導実施率

40.1%
(全支部平均27.2%)

特定保健指導実施率の推移



～あなたの家族は「特定健康診査」を受診していますか？

平成29年度実績の特定健康診査受診率(組合員・被扶養者等の合計)は83.6%となりました。

その内訳を見てみると組合員本人の受診率は91.2%となっておりますが、被扶養者の受診率は**44.3%**しかありません。

組合員の皆様にはご家族の健康管理のため、まだ特定健康診査を受診していないご家族の方には早めに受診するようお声かけに協力ください。

対象者(40歳から75歳未満の被扶養者)の皆様には、平成30年5月に「特定健康診査受診券」を自宅宛て送付しています。受診券の有効期限は平成31年3月31日です。なお、受診費用は無料です。

平成31年度 人間ドック等の申込について

対象者 平成31年4月1日時点で33歳以上の組合員

受診期間 平成31年5月1日 ~ 平成31年12月31日まで

受診方法 平成31年度の受診希望者を2月下旬頃募集します。

3月下旬(予定)までに各所属所単位で、ご希望の「健診区分」・「受診予定医療機関」を当支部へご提出ください。※受診方法に変更はありません。



申込みから受診までの流れ



注意事項

①健診区分について

受診希望申込みの際は、「1日人間ドック」か「脳ドック」のいずれか1つを選択してください。(補助は、いずれか1つとなります)

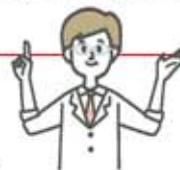
②「受診券」について

重要

- ☆受診希望者に対して受診券を配付します。(4月末頃に所属あてに送付します。)
- ☆受診当日には、医療機関に必ず受診券を提出してください。受診券を提出することで補助を受けることができます。

③受診予約について

- ☆医療機関への予約は、医療機関に組合員本人各自で行ってください。(当支部へのドック受診希望申込みは、補助を受けるための申込みであり、予約ではありません。)
- ☆医療機関への予約は、受診希望日前まで可能ですが、医療機関ごとに予約可能期間が異なりますので、ご注意ください。
- ☆**受診希望日に予約が取れない可能性もありますので、医療機関への予約は早め**にお願いします。



※人間ドックを受ける者については職場での「定期健康診断」を重複して受診する必要はありませんが、脳ドック受診者については定期健診の検査項目を満たさないためご注意ください。

健康保持・疾病予防にスポーツ施設を活用しませんか？

スポーツ施設利用補助については、平成27年度より実施しており、今までに、多くの組合員にご利用いただいております。今年度の実施状況(平成30年11月末日まで)は延べ7,152回で、利用したことがある組合員は延べ2,621名となっております。年間を通してご利用いただける事業となっておりますので、さらに多くの組合員のご利用よろしくお祈いします。



※比較参考 昨年度(平成29年度)実績(年間):利用回数…延べ10,109回 利用者数…3,615名

◎指定スポーツ施設

■スポーツパレスジスタス(美里店・浦添店・那覇店・ABLOうるま店)

☆平成30年11月21日OPENの新施設「ABLOうるま店」は平成31年1月より利用補助スタート!



■スポークフィットネスセンター(名護市)



■NB沖縄(南風原町)



◎利用方法 各施設の受付で組合員証(保険証)を提示で、1回540円で利用できます。(月上限8回まで)

運動不足やストレスの解消にぜひご利用ください!

～平成30年度【女性のための健康セミナー】・【保護者対応セミナー】を開催しました!～

【女性のための健康セミナー】

開 講 日	会 場	受講者数
H30.8.9(木)	沖縄県教職員共済会館 (八汐荘)	50人
H30.8.10(金)	P' S SQUARE	95人



講師【講話・アロマ体験】樋口 恵子 (株式会社カイテック)

【運動】津波古 浩乃 (健康運動指導士)

プログラム 講 話「輝く女性のきれいと元気のために」

体 験「心をとほぐす ハンドトリートメント (アロマ体験)」

運 動「心と身体のリフレッシュ! 簡単ストレッチ」

感 想

- ・女性ホルモンサイクルや女性特有の健康課題について理解でき、更年期への不安が薄らぎました (*^_^*)
- ・日々の運動やマッサージへの取り組み、食事への意識をせずにはいられない気持ちになった!

【保護者対応セミナー】

開 講 日	会 場	受講者数
H30.8.20(月)	沖縄県教職員共済会館 (八汐荘)	63人
H30.8.21(火)	沖縄コンベンションセンター	87人



講師 小野田 正利 (大阪大学大学院教授・教育学博士)

プログラム 講 話「保護者とのいい関係づくり」

ワークショップ「保護者対応トラブルに遭遇したときどう対応するか」

感 想

- ・保護者対応に対する向き合い方や見方が変わった! 保護者の背景を理解することを大切にしたい!
- ・学校現場だけでなく、色々な人付き合いに役立つ内容だったので、多くの先生方に受講していただきたい!



予防接種はお済みですか?



予防接種補助事業の提出期限が近づいています。お早めに請求書をご提出ください。



- ・対 象 者 公立学校共済組合沖縄支部組合員
(被扶養者及び任意継続組合員を除く)
- ・接種期間 平成30年10月1日から平成31年2月28日
- ・提出期限 **平成31年3月5日必着** お忘れなく!
- ・提 出 先 沖縄県教職員互助会
(互助会未加入の方も上記へご提出ください。)
- ・補 助 額 インフルエンザ予防接種を受けた費用のうち1,000円を
年度1回に限り補助



※請求書等の不備がないように提出をお願いします。不備がある場合は受付できません。

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

通話料 無料 **0120-24-8349** 24時間 やましく

○一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談に対応
○利用時間 1回20分程度

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

通話料 無料 **0120-515-579** 介護 ご納得

月～金曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回20分程度

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。（予約制）

通話料 無料 **0120-215-579** 女性医師 ご納得

月～土曜日 10:00～21:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

通話料 無料 **0120-783-269** 悩み に向く

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回50分程度

○面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料
○面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

Web相談(こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL **https://www.mh-c.jp/**

ログイン番号 783269
○臨床心理士が3営業日以内に個別に回答

携帯電話・PHSからもご利用できません（通話料無料）
詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。
トップページ・組合員専用ページ・健康相談事業のご案内

表紙の写真 「福利おきなわ」の表紙を飾る写真を募集します。

- 応募作品について
作品は未発表のものに限ります。
特定の人物が判明できるような作品は不可とします。
広報誌の発行時期(5月、9月、1月)にあった作品を募集します。

- 応募方法
1～5についてご記入の上、メールにて写真を送信ください。
〈メールアドレス:somukosei47@kouritu.or.jp〉

- 1.所属所
- 2.氏名
- 3.ペンネーム(ペンネームの希望の場合)
- 4.撮影場所もしくはタイトル
- 5.ご連絡先

※いただいた個人情報は、この記事の目的にのみ使用します。
※「福利おきなわ」は当支部ホームページに掲載します。

採用された方には、図書カードを進呈します。多くのご応募をお待ちしております!!

これまでのご応募、ありがとうございます! ご応募いただいた写真は、選考の上、年間を通し掲載させていただく予定です。

